

令和3年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で販売減少が懸念される丹波地域内の農産物の需要拡大を図るため、生産者個人やグループが、新たにECサイトで丹波地域内産の農産物（その加工食品を含む）を販売する取組みや、既に販売しているECサイトの魅力向上のための取組みを支援する。

第2 事業主体

- 1 事業主体は、丹波地域内に所在する(1)市、(2)農業協同組合、(3)農業者、(4)民間事業者、(5)農業者や商工業者の組織する団体等とする。
ただし、(2)(4)(5)については、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ①主たる事務所の定めがあること。
 - ②代表者の定めがあること。
 - ③定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- 2 市が事業主体となる場合、当該市内に所在する上記(2)～(5)に対し、本事業の支援内容の周知、事業実施者の募集、補助対象者の審査、補助金の交付、事業の調整、進行管理等の必要な事務を行い、上記(2)～(5)は取組主体として市を通じて間接的に補助を受ける。
- 3 市が事業主体とならない場合、当該市内に所在する上記(2)～(5)は、実施主体として丹波県民局から直接的に補助を受ける。

第3 事業の内容及び要件

- 1 新たにECサイトで丹波地域内産の農産物（その加工食品を含む）を販売する取組みや既に販売しているECサイトの魅力向上のための取組みに対し、県は予算の範囲内において補助金を交付する。
ここでいうECサイトとは、商品の紹介だけでなく、注文と代金決済（代金引換等可）まで可能で、少なくとも1種類以上の丹波地域産の農産物（その加工食品を含む）を販売するサイトを指す。
- 2 各事業主体が受けることができる県からの補助金額は、事業主体（所在する市が実施主体となる場合は取組主体）が事業に要する経費の1/2以内（千円未満切捨て）で、一団体あたり上限15万円、下限は5万円とする。
- 3 事業主体は、販売する農産物や加工食品の全部もしくは一部が丹波地域内産であることが分かるようにECサイト上で表現すること。

第4 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表に定める経費であって、事業実施承認を受けた後から当該年度2月末までに振込みにより支

出完了した経費とする。クレジットカード等での支払いの場合は、事業主体（法人格等がない場合は、代表者個人名義での支払いに限る）の一括払いのみとする。

なお、次の経費は対象としない。

- (1) 国もしくは兵庫県等の他の助成事業等や支援を受け、または受ける予定となっている経費。
- (2) 当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体等にあつては、仕入れに係る消費税等。
- (3) 事業主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費。
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費。

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施しようとする事業主体は、事業実施計画書に以下の書類を添えて、丹波県民局長に提出する（様式1及び1-1）。

市が事業主体の場合、取組主体は、上記の必要書類を市長に提出する。

- (1) 本事業にかかる費用がわかる資料（経費見積書等）
- (2) 申請者の概要が分かる資料（定款、規約、組織図、名簿、活動報告等）
- (3) その他、必要と認められるもの

- 2 県民局長は、前項に基づく申請があつたときはこれを審査し、本要領に定める内容に合致すると認められる場合、これを承認する（様式2）。

- 3 予算を超える申請があつた場合、抽選によって補助対象者を決定する。

第6 事業の変更及び中止

事業主体は、次に掲げる事業計画の重要な変更を行うもしくは中止する場合は、あらかじめ県民局長の承認を受けるものとする。

なお、変更に係る手続きは、第5の1、2に準じて行うものとする。

ア 事業費の30%を超える増減

イ 事業の中止又は廃止

第7 事業の実施報告

事業主体は、事業実施後1ヶ月以内、もしくは当該年度2月末までのいずれかの早い日までに、事業費が確認できる資料を添えて、実施報告を行う（様式3及び3-1）とともに、県民局長が別に定める様式により、請求書を提出する。

市が事業主体の場合、取組主体は、上記の必要書類を市長に提出する。

第8 補助金の交付

県民局長は、実施報告内容が適正と認めるときは、実施主体からの請求書に

に基づき、補助金を振り込むこととする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、県民局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

別表

<経費の具体例>

補助対象経費		補助対象外経費
経費項目	具体的な経費	
EC サイト販売の効果促進にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ EC サイト販売にかかる分析及び調査にかかる委託費 ・ 企画提案、事業計画策定にかかる委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター等機器の購入費・リース料 ・ プロバイダ契約料 ・ インターネット回線費
EC サイトの整備にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ EC サイト制作・改修にかかるサイト作成ソフト購入費もしくは利用料、制作委託費 ・ レンタルサーバー利用料 ・ 独自ドメイン取得費 ・ モール型サイト登録料（初期経費）、出店料 ・ 商品写真撮影委託費、商品コピー作成委託費 ・ ウェブ上での出品作業代行費用 ・ 自社サイトとのリンク構築・導整理の委託費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上数等により変動する経費（ロイヤリティ、販売手数料、決済手数料等） ・ 商品の送料 ・ 既にある EC サイトの維持・継続に必要な経費等

注) 上記の補助対象経費うち、一定期間（例：1年間）毎に発生する固定費（利用料等）については、補助対象経費を下記の式により算出する。

補助対象経費＝契約金額×（県による補助金交付決定を受けた後から令和4年2月末までの期間／契約期間）（1円未満切捨て）

様式 1

番 年 月 号 日

兵庫県丹波県民局長 様
(提出先：〇〇市長 様)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施（変更
・中止）計画書の申請について

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施要領（令和 3 年 4 月
13日付丹波（丹農）第1036号丹波県民局長通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて
申請します。

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用 EC サイト活用支援事業
実施（変更・中止）計画書

1 事業の必要性・目的（変更・中止の場合はその理由）

※販売の現状など。

2 事業の内容

(1) 事業計画（補助金を受けて実施する具体的な取組内容）

例：コンサルティング委託、EC サイト新規出店作業の委託

(2) EC サイトで販売中または販売予定の丹波地域産の農産物もしくはその加工品（複数ある場合は代表するもの 3 点を記入。加工品の場合は（ ）内に丹波地域産の原材料を記入。）

	()
	()
	()

3 経費内容

(単位：円)

補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		経費の内訳 (具体的な用途)
		県補助金	自己資金等	

3 者以上の見積りをしない理由

※その事業者でしか対応できない作業がある等、価格以外の理由。

※1 者を選ぶ正当な理由がない限り、3 者以上の見積りを提出する必要があります。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 添付資料

- 経費見積書、価格表等（任意様式） * 対象経費の予定額が分かるもの
 実施主体の規約等（実施計画時）

様式 2

番 年 月 日
号 日

事業主体名
代表者名 様

兵庫県丹波県民局長 印

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施（変更）
計画書の承認について

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施要領（令和 3 年 4 月 13 日付丹波（丹農）第1036号丹波県民局長通知）第 5 の 2 の規定に基づき、承認します。

様式 3

番 年 月 号 日

兵庫県丹波県民局長 様
(提出先：〇〇市長 様)

事業実施主体名
代表者氏名

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施報告書
の提出について

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用ECサイト活用支援事業実施要領(令和 3 年 4 月
13日付丹波(丹農)第1036号丹波県民局長通知)第 7 の規定に基づき、関係書類を添えて提出
します。

令和 3 年度丹波地域における農産物等販売用 EC サイト活用支援事業
事業実績書

1 事業の内容

(1) 実施した事業の具体的な内容

例：コンサルティング委託、EC サイト新規出店作業の委託

(2) 本事業で販売開始又は強化した EC サイトの URL 等

サイト名：

URL：

(3) 上記 EC サイトで販売中または販売予定もしくは販売した丹波地域産の農産物もしくはその加工品（複数ある場合は代表するもの 3 点を記入。加工品の場合は（ ）内に丹波地域産の原材料を記入。）

()
()
()

2 添付書類

対象経費が確認できる資料（請求書と振込明細）

* 振込みした者の名義が申込書の氏名・名称であることが確認できるもの。

上記 1 の (1) で記載した内容の結果が分かる資料

* 写真や数値、議事録など、事業を実施した証拠になるもの。